

2019年12月4日(水) **朝日新聞** 3面 版料

石綿届け出工事対象拡大

厚労省方針

飛散対策強化 一般住宅も

建物の解体やリフォーム時に飛び散るアスベスト(石綿)による健康被害を防ぐため、厚生労働省が規制を強化する方針を固めた。いまは大規模な建物の解体や改修工事などを中心に事前に労働基準監督署への届け出を義務づけているが、届け出対象を一般住宅の多くにも広げ、飛散しないような対策を求める。

3日についた厚労省の有識者検討会で制度を見直す案が大筋了承された。大気汚染防止法を所管する環境省と調整のうえ、来年度にも実施することをめざす。

いまの規制は、建材に石綿を直接吹き付けるなど、

飛散しやすい建物の工事に

ると厚労省は試算する。

石綿は吸い込むと細い纖

維が肺に刺さり、中皮腫や

肺がんを引き起こす恐れが

ある。これまでも届け出の

必要がない工事でも、建材

に石綿が含まれるかを確認

し、飛散対策をとるよう求

められてはいたが、対策が

徹底されていなかつた。新

規制を受けて、工期が長引

いたり工事費が値上がりし

たりする可能性がある。

石綿を使った古い建物の

解体工事は、ピークとされ

る30年ごろに向けて増える

と予想されている。空き家

になると見込まれている。

対策でも石綿の処理が課題

になると見込まれている。

になる

と見込まれている。

になる

と見込まれている。